

知立市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金(次世代自動車分)
交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、予算の範囲内において交付する知立市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金(次世代自動車分)(以下「補助金」という。)に関し、知立市補助金等交付規則(昭和46年知立市規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 次世代自動車 別表第1に掲げる車両をいう。
- (2) 新車登録 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第8条の規定による新規の登録がされ、又は法第60条の規定により保安基準に適合すると認められることをいう。
- (3) 車体本体価格 付属品、特別仕様車等の価格、値引価格及び下取価格、保険料、登録等に伴う費用並びに消費税及び地方消費税を除いた車両の本体価格をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次世代自動車の新車を自ら使用する目的(当該目的リース又はレンタルに該当する場合を除く。)で購入し、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以後に新車登録した者であって、次の各号に該当する個人とする。

- (1) 新車登録された日から起算して1年以上前から引き続き市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により知立市の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 次世代自動車の自動車検査証の使用者又は標識交付証明書に使用者として記載されている者であること。
- (3) 自ら居住する市内の住宅に電気自動車等充給電システム(V2H)を設置していること。
- (4) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6条に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）及び暴力団員又は暴力団関係者が役員（同法第9条第21条ロに規定する役員をいう。）となっている者は、補助金の交付対象者としな

（補助対象経費及び補助額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、購入する次世代自動車の車体本体価格とし、補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

（他の補助金との関係）

第5条 この補助金は、国、県その他の団体が交付する次世代自動車に係る補助金等の受給を妨げない。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日までに知立市次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、3月31日が市役所の閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日とする。

(1) 次世代自動車の自動車検査証又は標識交付証明書の写し

(2) 販売店が発行した次世代自動車の車両本体価格が分かるもの

(3) 申請日前1か月以内に発行された住民票の写し（住民票の写しにあっては、閲覧についての承諾がある場合を除く。）

(4) 申請日前1か月以内に発行された市税を滞納していないことを証明する書類（閲覧についての承諾がある場合を除く。）

(5) 誓約書（様式第2）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付申請書を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲内を越えるときは受付を停止することができる。ただし、受付の停止以後においても、補欠受付を先着順に補欠番号を付して行い、既に交付申請書を受け付けた者の交付申請書の取下げ又は補助金の不交付の発生に応じて、補欠として番号順に交付申請書を受け付けるものとする。

3 前項の場合においては、補助金の交付申請額が予算の範囲を越える日に提出さ

れた交付申請書の受付又は補欠受付は、抽選により決定するものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定により交付の申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、次世代自動車購入費補助金交付決定通知書(様式第3)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査及び調査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに知立市次世代自動車購入費補助金不交付決定通知書(様式第4)を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条第1項の通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、知立市次世代自動車購入費補助金交付請求書(様式第5)を市長に提出し、市長はこの請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに知立市次世代自動車購入費補助金交付申請取下げ届出書(様式第6)により市長に届け出なければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、知立市次世代自動車購入費補助金取消通知書(様式第7)により、申請者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 前条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき
- (3) その他市長が不相当と認めるとき

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に金が支払われているときは、当該補助金金額の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

(調査)

第12条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において申請者に対して調査等を行うことができる。

2 申請者は、市長が前条の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない

ない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。